

| | |
|-------------|---|
| Title | マンジュ人の読書生活について(上) : 漢文化の受容を中心に |
| Author(s) | 庄, 声 |
| Citation | 歴史文化社会論講座紀要 (2013), 10: 57-75 |
| Issue Date | 2013-02 |
| URL | http://hdl.handle.net/2433/171646 |
| Right | |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | publisher |

マンジュ人の読書生活について（上）

—— 漢文化の受容を中心に ——

庄 声

1 はじめに

マンジュ人の言葉では、漢字の「漢」という概念をニカン（nikan）と言う。これは当時の遼東半島に住んでいる漢人を指すことばとして使用されていた。また17世紀のロシア語古地図においても、遼東半島はロシア語で「ニカン帝国（царство никансое）」と記され、ロシア語がマンジュ人の影響を受けて、漢人が住んでいる区域をニカン（никан）という用語を用いていたことが明らかである⁽¹⁾。この用語（nikan）からさらに大明國を指す場合はニカン＝グルン（nikan gurun、大明國）と言ひ、漢字で書かれた書物をニカン＝ビテヘ（nikan bithe、漢籍）と言う。そこに住んでいる人びとをすべてニカン＝ニヤルマ（nikan niyalma、漢人）と言ひ、彼らが話している言葉をニカン＝ギスン（nikan gisun、漢語）と言う⁽²⁾。

「読書」とは「本を読む」ことであり、書物に書かれている文字の意味を理解することでもあるが、しかし本稿では単に読むことだけにとどまらず、広い意味での「学ぶ」、「書く」、「聞く」などの意味も含めたかたちで論じることにした。

本稿では天命元年（1616）以前の時期を建州時代とし、天命元年から天聰九年（1635）までの時期をアイシン・グルン時期（aisin は金、gurun は国という意味で、直訳すれば金國の意味である）という用語を用い、その時期にそこで暮らしていた人々をジュシェン人（女真人）と呼ぶ。そして崇徳元年（1636）以後に、国号をダイチン・グルン（大清國）と称し、建国者のホンタイジによってジュシェン（女真）をあらためてマンジュ（滿洲）と呼んだ人々のことをマンジュ人と呼ぶことにしたい。

さて16世紀後半に、建州ジュシェンのヌルハチはジュシェン諸部を統一し、その直後にハルハ＝モンゴルからクンドゥレン＝ハン（kundulen han）という称号を授けられた。さらに教育関係者にはバクシ（baksi）やジャルグチ（jarguci）、諸子にはタイジ（taiji）などのモンゴル時代の称号が与えられ、マンジュ人はモンゴルの伝統を受け継ぎながら、社会制度的には漢文化の影響を受けて、多元的な社会を形成していた。また言語的にもモンゴル語、ジュシェン語（女真語、のちのマンジュ語）、遼東漢語、朝鮮語などの多言語が使用されていた。岩井茂樹が「華人

が外夷に入る時代、言語や種族を乗り越えた華夷共同社会が出現した時代の一つの帰結として理解することである」⁽³⁾と指摘したように、16世紀末期から17世紀中期におけるダイチン・グルン（大清國）初期の多元的な文化特徴を具体的に究明する必要がある。

山根幸夫は『『大明會典』とは、従来「令」と呼ばれてきた中國歴代の行政法則を、明代に至って総合的な行政法典としてまとめたものである』⁽⁴⁾と述べているが、明代の會典には『正徳會典』と『萬曆會典』の兩種があり、島田正郎は「李氏朝鮮が大明律を継受して法を実施し、また『大明會典』に倣って『朝鮮經國典』、『經濟六典』を編纂し、のちに太宗時代の『續六典』と世祖時代には『經國大典』を制定した」と指摘している⁽⁵⁾。

一方、天命十一年（1626）から天聰四年（1630）までの記録である「逃人檔」が、無圈点滿文を用いて萬曆の『大明會典』の余白を利用して記されていた⁽⁶⁾。この『大明會典』はアイシン・グルン建国の際に国家制度に深く浸透し、行政の基準として重んじられていた⁽⁷⁾。アイシン・グルン時代からダイチン・グルン初期にかけて、統轄する制度が確立していた時期にあたっている。

また陳捷先（1995）は「ヌルハチは文化が立ち遅れたマンジュのリーダーではあるが、中國の歴史知識に関しては豊富であり、しかも中國の興亡得失の物語を教訓として、家人あるいは部下たちに向けて語っていた」と指摘しており⁽⁸⁾、アイシン・グルンの初代ハンたるヌルハチが豊富な中國の古典や歴史知識を背景として国家建設をスタートしたとしている。

しかし先行研究においてはこれらの問題は言及に止まり、その具体性が論証されていない。そのため本稿では、まず、マンジュ人は生活面で密接な関係をもっている漢人集団や漢人化ジュシェン人集団との事例を取り上げ、その実態を検証した上で、大明の政治制度を重要視したホンタイジが危機感を抱きながら、新しい政策を生み出される姿を明らかにし、最後に、どのような過程を経て漢文化が広がっていたのかを検討する。

なお本稿においては、マンジュ語のローマ字転写には、P. G. von Möllendorff, *A Manchu Grammar*, Shanghai, 1892の方式を用いる。引用文については、[+]は原文書で加筆されている部分を示し、[#]は原文書で削除されている部分を示す。[□]は原文書の欠落部分を示す。[/]は改行、[//]は改頁を示す。また、『滿文原檔』については、『滿文老檔』⁽⁹⁾の日本語訳の東洋文庫訳注を参考し、筆者による日本語訳を用いた、またほかのマンジュ語文書についてはすべて拙訳を用いた。

2 漢文化との出会い

1) 新たな行政機関の発足

明末に興ったダイチン・グルン（大清國）の初期には、政権の基盤が固まるにつれて多くの漢人（或いは漢化ジュシェン（女眞）人）が政権に加わった。これらの漢人（或いは漢化ジュシェン人）はニカン＝チヨオハ（nikan cooha・漢軍）⁽¹⁰⁾に属し、マンジュ八旗とモンゴル八旗と同

等の待遇と特権を得ていた。習慣はマンジュやモンゴルの伝統や習俗に近いものとなり、言葉にも影響を与えていたと考えられる。

こうしたニカン=チョオハのあいだに優れた知識人が加えられて、ダイチン・グルン初期の政治制度に極めて大きな影響を与えている。まず次の上奏文によれば、

參將甯完我上疏云、爲設官未備、弊竇將開。立法不周、亂階必至。與其拯救於已事之後、何若痛言於未事之先。今不避仇怨、不憚越俎、捐軀披瀝、以竭愚忠、以明無欺事。臣蒙汗出之奴隸、登之將列。破我國未有之格、紹先代魚水之風。臣不揣庸愚、妄自期許、是以初被召對。輒薦五人、首祛嫉妬之習、用広賢良之途。後臣等連名具奏、設立諫臣、更館名、置通政、辨服制等事、疏經數上、而止立六部、余事盡留中不下⁽¹¹⁾。

とある。ここでひとまず上奏者とした寧完我については、『滿文原檔』に甚だ簡略な伝記が寄せられている⁽¹²⁾。そもそも寧完我は宗室のサハリヤン=ベイレ (sahaliyan beile) すなわち私的な「家」に隸属するaha⁽¹³⁾であり、直属の主家に奉仕することを任務とする人物である。彼が高い知識を持っていたからこそ、ホンタイジに重用され朝廷に入れられて、官僚として務めることが可能であった。

こうした漢人の知識人が、国政の改革に関して上奏していた。そもそも官吏の設置や法の制定が不備であるから、乱れを招いていたのだが、aha出身の寧完我が唐突に五人を推薦した。のちに連名で行政機関を設けようと提言したが、結果としては「六部」だけが採用され、それ以外については裁可されなかったため、寧完我は改めて上奏したのであった。これに対してホンタイジは次のように返答している。

(前略) ハンは書を見て (# 言う) 穏やかな表情で言うには「この書の言は本当だ。これまでも大臣らが協議することが常にあつて、私は一人の独断では改定しない、汝らは分かるだろう。しかし私はやることを済ませて後に、次々に改定してみようと思った。今私はこの仕事を済ませて後に行かせる。辛未天聰ハンの五年十二月二十三日にダハイ、ルンシ、クルチャン書をハンに示す⁽¹⁴⁾。」)

とある。確かにここでホンタイジは、漢人大臣の提言について一つ一つ実現したいと考えていた。要するに、制度の整備を求める上奏に関してホンタイジは極めて積極的であった。また、寧完我らの提言によって立てた六部に関して、ホンタイジは次のようにいっている。

初八日に、衙門にベイセ (貝子) や大臣らすべてを集めて、国の制度を定めたことばに、「我が国のさまざまなことを両院に分けて、院ごとにベイセ一人、承政一人、副大臣五人が互いに接しあっているため、ニングン=ジュルガン (ninggun jurgan・六部) になった。各部に

バイレ（貝勒）一人、その下にジュシェン（女眞）承政各二人、モンゴル各一人、ニカン（漢）各一人。その次に参政総官のジュシェン各八人、モンゴル各四人、ニカン各二人、バイセ、大臣を啟心郎とビテヘシ（bithesi・筆帖式）⁽¹⁵⁾のジュシェン各二人、ニカン各二人、またビテヘシの職務の重要性によって任じた⁽¹⁶⁾」。

とあり、そもそもアイシン・グルンに両院⁽¹⁷⁾を設けたが、大臣たちが互いに譲り合っていた。すなわち行政機関が整っていなかったため、乱れが生じ、行政を分担して六部を立てることにしたのである。しかし六部に設置されたポストについては、それぞれマンジュ、モンゴル、ニカンの役人が任命された。それは、マンジュ、モンゴル、ニカンという多様な人々を考慮し、六部の人員配置をしていたことに間違いない⁽¹⁸⁾。こうした各部の人数と担当に関しては（〔表〕六部職掌の人数と担当）の史料からその実態を窺うことができる。

また寧完我の上奏文を続けて読むと、

竊見汗設立六部等官、可謂焦勞周至。自六部立後、各司其事、事不留行。汗業以爲國事就理、任無冗員、圖治之道盡是矣（後略）。

とある。ハンたるホンタイジが、各々の能力が最大限に発揮できるポジションに人員を配置することに、相当苦勞していたことが分かる。そしてそれに伴う六部において各々のポストを構築することによって、国政が収まったのはこのときが最初ではあることは間違いない。

ところが、マンジュ語を母語とするホンタイジに対し、六部の漢人官僚が上奏するにあたってマンジュ語ができないゆえの不都合が生じたようである。これに関しては寧完我が次のように上奏している。

（前略）臣又想、六部漢官、開口就推不會金話。乞汗把國中會金話的漢人、會漢話的金人、挑選若干名、把六部承政一人與他一個通事、他若有話、徑帶通事奏汗、再悞了事體、他又何辭。汗之左右亦該常存兩個好通事、若有漢官進見、以便問難覘其才調、不然而于木石、何以知他好歹。選給通事一事、實爲後日幹事的好根本。見在漢官知局勢可大用者少、臨期不得不任用新官、則通事更緊要矣、謹奏⁽¹⁹⁾。

六部の漢人官僚たちがマンジュ語を話せないことを口実に、マンジュ語ができる漢人と、漢語ができるマンジュ人を何人か選出し、六部の承政にそれぞれ一人の通訳をあたえ、六部の設置と共に、ホンタイジと六部の漢人官僚の間に話をつなぐ役割をする「通事」を設けることで処理したいと提言されている。そしてそもそもの「通事」に関しては『内國史院檔』によれば、

（前略）ハンはダハイ＝バクシを通事（tungserbume）として呼ばれて「私は出征して以来、

国のことで君らと久しぶりに会う」と言った後に、副將の祖可法は、ハンがこのように食べさせてくれること、さらに毎日ガチョウやアヒルなどをくれることは、全てハンの楽しみであると答えていた⁽²⁰⁾。

とある。つとにダハイ＝バクシが通事（tungserebume）として務めていたように、やはり漢語に得意なジュシェ人が掌っていた（ダハイ＝バクシについては「3 漢文化の広がり」第一節において述べる）。行政機関が整った上に、さらに人員が増加した一方で、政治をうまく営むために通事が欠けるということはなかった。しかしダハイ＝バクシは前年の天聰六年に病気で亡くなっていたので、やはり欠員になっている職位を考えなくてはならなかっただろう。ちなみに寧完我自身もマンジュ語、モンゴル語、漢語などの多言語に通じた人物である⁽²¹⁾。

国家祭祀のことについては、正白旗備禦の劉學成が天聰八年（1634）に以下のことを上奏している。

十二月十四日、正白旗備禦劉學成奏爲。一件、要設立壇郊社敬事上帝后土。我國門外設立堂子、凡初一、十五、汗駕親去叩拜、豈不敬奉天地、這還是尋常的事。昧行天子的禮、還不爲大敬。我汗既爲天地宗子、須要象漢朝立天地壇、凡行兵出征、天年旱潦、汗當步行到壇禱祝、命道士設齋念經。每年冬至日、郊天用牛一只祭。夏至日、社地用豚羊祭、再把始祖神位入壇配享。道官唱禮、我汗當九升九奏。這便是天子敬天地的道理、朝廷當行的一宗要務。一件、要視朝勤政體恤民情。我國設立六部、分理民事、逢五日、十日、各部回話、豈不勤政恤民、只憑部官口說、隱瞞人民真情、汗不得盡知、還不爲體恤、我汗爲民父母、須當象漢朝。設立通政司一員、大門外東邊、設立一面鼓、西設立一口鐘。曉諭人民、有報國者、打鼓三下、有伸冤的撞鐘三聲、通政司官隨即奏上。凡初一、十五日、汗到都堂衙門親自審問、明白纔知民情真假、這便是勤政恤民、朝廷當行的二宗要務、望我皇上信能行此兩宗、得了天心民心、方成得治天下的大事。爲此具奏⁽²²⁾。

上記の資料から、劉學成が国政に関する二つの重要な提言を行っていることが明らかである。一つは、天地を祀る際には明朝のように、始祖の靈位を天地の壇に入れて等しくおこなうようにということ。もう一つは、六部の各官は実情を隠すこともあるが、ハンは全ての事情を把握できるわけでもないから、寧完我が以前に言上したように、大明と同じように通政司官を設けて民情に応えるべきであるということである。このように大明と同様に「天地を祀る」、「通政司官を設ける」ことによって、天下を治めることができると上奏したのである。

劉學成について松村（1978）は「彼の祖先の一人が、南朝すなわち明に帰附し、女眞招撫の功で都指揮同知の職を授けられたとあるから女眞出身であることが判る。劉學成自身はずでにすっかり漢人化してしまっていたが、女眞出身ということでマンジュ側の招撫に直ちにに応じて帰順した⁽²³⁾」と指摘した。ここからもわかるように、当時は漢人化したジュシェン人も遼東に多く存

在していたと考えられる。劉學成の上奏を読んだホンタイジは次のように返答している。

ハンは書を見終わって、「私が衙門に出て、事を詳しく審理せよと言うのはもっともである。私もずっと考えていたのだが、遠征するので暇がなかった。また天地を祀り、始祖の靈位を立てることを取えてどうして始めようか。天意がどうされるかを知っている。天が慈しんで大政ができるならば、そのときに天命に従い、天地を祀ったり、始祖の廟を立てたりすることができるようになるだろう」と言った⁽²⁴⁾。

ホンタイジは衙門に出ようと思っていたが、遠征のためになかなか暇がなかったと答えている。ここで通政司官については全く触れなかったが、天地を祀り、始祖の靈位を立てることは、極めて積極的な姿が見られる。このようにホンタイジは、開国宣言する一年前から明朝の伝統儀礼を積極的に取り入れようと、漢人或いは漢人化したジュシェン人の旗人官僚と議論していたことが明らかである。

このようにホンタイジ時代から漢人官僚とジュシェン人官僚によって、国家制度、政策に関しての提言が、国家運営に取り入れられていたことが、後のダイチン・グルンに大いに役立った。さらにダイチン・グルンが成立したあと、『大明會典』に基づいていくつか重要な祭祀を司るときに取り入れていた。次にその実態を見ることにしたい。

2) 『大明會典』の応用

崇徳元年（1636）六月六日、スレ親王（サハリヤン＝ベイレ）が死去した後、ホンタイジは「スレ親王⁽²⁵⁾」が「牛が欲しい」と訴える不思議な夢を見た。これについてビトヘイダ（bithe ida・書物を扱う長）らが「會典の書に、親王が死んだときには、初祭にハンの旨によって親王に牛一頭を殺して祭る」とあるが、この典例に書かれたしきたりを知らなかったため、ハンがそのような夢を見たのではないかと答えた。そのため六月十一日に黒牛を殺して祭らせた。その祭文に、

大清國の聖ハンの旨、和碩親王よ。汝は既に死んでも、汝の聡明な心は生前通りなので、牛を乞う夢を私に見させた。思うに昔の典例を見ると、親王が死んだ時には初祭に牛を供える例があるが、先例を知らなかったため供えなかった。今夢に見た上、典例にもあるので大いに驚嘆し、特に大臣等を遣わして、汝の意を適えて牛を供えて祭る⁽²⁶⁾。

とあり、ホンタイジが「會典」に書かれた典例に大いに驚嘆し、さっそく牛を供えて祭ることにした。初期に「會典の書（hūi diyan i bithe）」と称するものは、基本的にはあくまでも『大明會典』であり⁽²⁷⁾、朝廷百官の組織から、その諸務に至るまでを余すところなく集大成したものである。「會典」という漢字音をそのまま写したものであることはいうまでもない。そもそも先代のハン

や祖先の墓に二歳の牛を用いて祭ったが⁽²⁸⁾、親王に関して祭ることはなかったかもしれない。こうしてスレ親王に牛を供えて祭ることによって、国としての葬儀が定められるまでに至った。『清太宗實錄稿本』によると、

合碩親王卒、輟朝三日禮部官辦祭、合碩親王以至輔國章京俱臨喪。初祭用牛犢一隻、羊八隻、燒酒九餅、紙二萬張。七日祭羊九隻、紙三萬張、酒九餅。凡辦喪匠人上與之。親王妃及與末分家子卒、亦差該部官辦祭、合碩親（+王）以至輔國章京俱臨喪、紙二萬張、羊五隻、燒酒二餅⁽²⁹⁾。

とあり、合碩親王に牛を用いて供えた以外に、羊や酒なども用いて、合碩親王や家族についてそれぞれの葬儀に関する新たな「儀式」が定められていた。おそらくホンタイジがスレ親王に牛を供えて、しばらくもない間に頒布されたのではないかと思われる。そうして『大明會典』では親王と親王妃の葬儀について、

親王喪禮、喪聞、上輟朝三日。禮部奏差官、掌行喪祭禮。翰林院撰祭文、謚冊、壙誌文。工部造銘旌、差官造墳。國子監取監生報訃各王府、御祭聞喪一壇、牲用牛犢羊豕、餘祭止用羊豕。（略）親王妃喪禮、喪聞御祭一壇。太皇太后、皇太后、中宮、東宮、公主各祭一壇。翰林院撰祭文、壙誌文。工部造銘旌行、布政司委官開壙合葬、及專屬買辦祭祀品物、祭用羊豕⁽³⁰⁾。

とあり、ダイチン・グルンにおいて合碩親王や親王妃の葬儀の際には『大明會典』に依拠したことが確認できるが、両国においての「儀式」がやや異なっている。『清太宗實錄稿本』の記録には牛と羊の数や紙と酒に至るまで詳しく定められていた一方で、『大明會典』には見当たらない。すでに神田（1987）は、「いわゆる「崇徳會典」の条項は、『大明會典』では処理できない満洲王朝として独自の事例を多く集めたもののように思われる」と指摘した。これはある意味で、いわゆる初期に定められた事例の特徴を指している。『大明會典』は決して法令集ではなく、明朝の国制総覧というべきものでもあった⁽³¹⁾。そもそも天聰六年（1632）正月に刑部の高鴻中が「近奉諭、凡事都照『大明會典』行、極爲得策、我國事有可依而行者、有不可依而行者、大都其相遠⁽³²⁾」と述べている。漢人の知識人が『大明會典』を参照する際にはすべてを参照しないところがあつたと言及していた。

またアイシン・グルンからダイチン・グルンと国号を改め、建国を宣言した直後に、同じく『大明會典』に基づいて、歴代王朝の建国者と同様に、聖師孔子を祭ることが行われていた。崇徳元年（1636）八月の条に、

同じその日、孔子の神位に祭った祝文。崇徳元年丙子秋八月六日丁丑、皇帝は秘書衙門の大学士范文程を遣わして、聖師孔子の神位の前に祭って言う。師の徳は天地に合い、道は古今

を覆っている。六経を刪述したのは、万世のために定めたものである。畜生帛酒等の供物を準備して謹んで祭る。旧例に従い、顔子、曾子、子思、孟子を配享して祭る⁽³³⁾。

とある。周知の如く、儒教の祭祀を行うことは、大明のみならず、従来の異民族が建てた政権においても、一種の朝廷のしきたりとして行われていた。このように大規模に行われる祭祀は、当時のダイチン・グルン成立直後においては、非常に重要な意味を持って、またそれは儒教文化政策の一環として行われていたと考えられる⁽³⁴⁾。

祝文の内容については、まず儒教の聖人である孔子を「聖師孔子」としてダイチン・グルンで祀らせると同時に、「四聖の顔子、曾子、子思、孟子」を配享として祀った。ここで注目したいのは、何よりもこの祝文がマンジュ語で記され語られていたということである。そして孔子を祭ることについては、『大明會典』に見える祝文によれば、

維洪武某年、歲次某甲子月日、皇帝遣具官某、致祭于大成至聖文宣王。惟王德配天地、道冠古今、刪述六經、垂憲萬世。謹以牲帛醴、齋粢盛庶品祗奉舊章式陳明薦、以究國復聖公、廓國宗聖公、沂國述聖公、鄒國亞聖公、配尚享⁽³⁵⁾。

とある。大明では孔子を「大成至聖文宣王」と称していたが、その称号は大元モンゴル時代と同じであり、曲阜の孔子廟に建てられたパスバ文字による蒙漢合璧の「加封孔子制誥碑」（大元大徳十一年九月）に見える孔子の「加封」号と一致する⁽³⁶⁾。配享の四聖については、『元史』卷七十六に、

至順元年以漢儒董仲舒、從祀齋國公叔梁紇、加封啓聖王魯國太夫人、顔氏啓聖王夫人、顔子究國復聖公、曾子廓國宗聖公、子思沂國述聖公、孟子鄒國亞聖公。

とある。従来の封ぜられた国公の上にさらに「加封」することによって配享が行われた。『大明會典』でも大元モンゴル時代のしきたりに従って、祭祀を執り行っていたことが明らかである⁽³⁷⁾。

しかし『滿文原檔』は、『大明會典』の祝文をそのまま引用し、しかも共通項を持つという点が見られるが、「孔子」と「四聖」という称号についてはやはり違いが見られ、マンジュ的要素を取り入れていた。

一方、婚姻制度に関しては、ヌルハチは天命六年に次のように語っている。

（前略）法に、男は女が好きならば娶り、好きでないならば与えられない、このように定められて三十年になる法例を、汝らの姑や嫁はなぜ壊させようとするのか（後略）⁽³⁸⁾。

とある。天命六年（1621）から30年遡れば、ヌルハチが建州女直の統一、建州配当勅書全五百

道の制覇、さらに建州左衛都督僉事への陞叙を果たした萬曆一七（1589）年前後と考えられる⁽³⁹⁾。要するに建州衛時代の婚姻を確定するのは男女両性にに基づき、男は女が好きだけで、同族との関係なくみだりに娶るという法例であるのかもしれない。

こうした制度がホンタイジの時代に至ると、新しい婚姻制度が定められていた。

世代に背理して嫁を娶ったために下った書。ハンが言うには、これから継母、伯母、叔母、兄嫁、弟嫁、嫁を同族（uksun）の間で娶るのを永遠に止める。妻が各々に子供を養いながら、家を守って暮らそうと思うのであれば暮らさせよ。慈しんで養え。家で暮らさない夫に嫁ぐのであれば、同族の兄ら、弟らは好きなように別の姓を与えよ。ここで読まれた言に背いて同族の中で娶ったら、男女を姦通する罪となる。ニカン（漢・大明）、ソルホ（solho・朝鮮）は礼儀を通曉する国であるから、同族の間では娶らないだろう。彼らも人間として暮らしており、同族の間で娶ったら禽獣と区別がないと思って、法例を立てていたのはそのためだ。我が国に何か少し気に留めている人が、この法例に背いて娶りたいとしたら、彼が死んだときに泣くな。出棺に行くな。中の嫁さんを娶ったと喜びおさえて、表面に不満を装うのは何のためだ。この言がまったくわからない馬鹿なものだが、法例がわかったうえで永遠に止めたいというので、同族の間で娶ることを永遠に禁止した⁽⁴⁰⁾。

とある。この中で同族（uksun）という語彙は、共同祖先から別れ出た男系血統のすべてを総括している。いわゆる血縁関係が近いものと理解すればよい。ここで頒布された同族間の婚姻に関する禁止令は、やはり大明や朝鮮の婚姻慣習をよく知った上で⁽⁴¹⁾、いずれも夫がなくなった寡婦となっている妻を、同族の間で再婚させないとする詔書である。

こうした同族間の結婚は古くから存在していた伝統であり、『史記』に出てくる匈奴の慣習まで遡ることができる。代表的な事例としては、「父が死ねばその継母を娶る、兄亡くなればその妻を娶る（『史記』「匈奴列傳」）」という慣習が挙げられる。また朝鮮王朝の官撰史料『李朝實錄』に、ジュシェン人が同族間で婚姻関係を結ぶことに関する記事が残っている⁽⁴²⁾。こうした千年以上にわたって続けられてきた伝統的な婚姻習俗が、時代が下ったアイシン・グルン時代においても、一般的に行われていたのである⁽⁴³⁾。

すなわち『大明會典』がアイシン・グルンから広く受け入れられたダイチン・グルンの初期には、さまざまな制度を模範として取り入れられつつあったことが分かる。『大明會典』について、寧完我は天聰七年（1632）八月に次のように上奏している

參將寧完我謹奏、我國六部之名、原是照蠻子家立的。其部中當舉事宜、金官原來不知、漢官承政當看『會典』上事體、某一宗我國行得、某一宗我國且行不得。某一宗可增、某一宗可減、參漢酌金、用心籌思。就今日規模立個金典出來、日每教率金官到汗面前擔當講說、務使去因循之習、漸就中國之制、必如此。庶日后得了蠻子地方、不止手忙脚亂。然『大明會典』雖是

好書、我國今日全照他行不得。他家天下二三十年、他家疆域橫亘萬里、他家財賦不可計數、況『會典』一書、自洪武到今、不知增減改易了幾番。何我今日不敢把『會典』打動他一字、他們必說律令之事、非聖人不可定。我等何人擅敢更議、此大不通變之言⁽⁴⁴⁾。

アシイン・グルンの六部の名称は、蠻子家⁽⁴⁵⁾（大明）に照らしてつくったものであり、その中の重要な事例をマンジュ人官僚たちはもともと知らなかった。そこで大明とマンジュ人の両方を考えた上で、新たにマンジュ人の『會典』を作るべきであると上奏した。毎日マンジュ人の官僚を集めて講義を行い、学習した後で、古い因習を捨て、しだいに大明の制度を取り入れれば、後日大明の領地を手に入れた後も、あわてることはない。上に高鴻中が述べたように『大明會典』はいい本ではあるが、わが国はすべてそれにしたがって実行することはできない。『大明會典』は今に至るまで何度も改定されているから、どうしてわれわれが一文字も『大明會典』を動かすことができないというのか。と述べ、『大明會典』の改定を示唆している。

こうして見てくると、『大明會典』がダイチン・グルンで広く受け入れられた時期には、まさしく初期における根幹をなす制度であった。大明の政治を知っておかねばならず、その政治を伝える中心となった一人が、やはり漢人の寧完我等であった。『大明會典』などの書物をアイシン・グルンに紹介する上で大きな作用を果たした人物でもあると思われる。彼は最初にサハリヤン＝バイレ（スレ親王、和碩親親王）の「booi aha・家人）となっていたからマンジュ文化も熟知しており、『大明會典』を読んで、そのまま流用することはできないと考えた。彼は自ら天聰三年（1629）に「行軍律」という書物を編纂したが、ダハイ＝バクシはこれを「我国且行不得⁽⁴⁶⁾」と行って上奏もしなかった。

この時代の新たな制度、政策の導入に担い手となったのは、大明からやってきた知識人層たる漢人或いは漢人化ジュシェン人であった一方で、識字層たるマンジュ人の知識人も受容する上で、極めて重大な役割を果たしていたことも明らかである。とりわけ初期の段階から国づくりにあたっては、大明の法則にのっとった対応をし、最も影響力のあった『大明會典』から始まって、ダイチン・グルンの制度、政策の規範化に向けて力を注いだと考えられる。ところがすべてを『大明會典』の法則で処理できるとは言えない。そのためマンジュ人が自らの伝統文化も考えながら、新たな文化制度を生み出したと思われる。

3) テクニカルタームの定着

この時期、制度を受容する上でのマンジュの実情にあわせた変更も考慮に入れる必要があるが、基本的には大明の制度をその基礎としていたのには間違いはない。大明の制度沿革を窺い知ることのできる書物である『大明會典』の規定とは明らかに異なる部分があり、さらに六部の各々「部名」に対して、新たな官名も登場しつつある。こうした漢文化を導入しながら一方で、むしろマンジュ人が自らの文化も守れなければならないとしている。例えばポストの呼び方については、マンジュ語と漢語の呼び方では区別がなされていた。それは『滿文原檔』によれば、

寛温に聖ハンの旨により、ハンの家のチグ（cigu・旗鼓）と親王、郡王、多羅貝勒等の家のチグ（cigu・旗鼓）との名称を定める。ハンの家のチグを今後チグと呼ぶな、マンジュ語で呼ぶときにはファイダナイ＝ジャンギン（faidan i janggin）、漢語で呼ぶときはチセオヴェジフイ（cišeo wei jy hoi・旗手衛指揮）と呼べ。親王、郡王、多羅貝勒等の家の旗鼓を同じく旗鼓と呼ぶな。マンジュ語で呼ぶときはバイタイ＝ダ（baitai da）、漢語で呼ぶときはジェンセ（jengse・長史）と呼べ。この書を布告せよ」と禮部に下した⁽⁴⁷⁾。

とあり、そもそもハンの家及び王府で働く者については、ダイチン・グルン建国以前からいずれもチグ（cigu・旗鼓）と呼ばれたが、それは漢語の文字通り「旗」と「鼓」に関係する仕事であり、『大明會典』にも同様のポストがあった。このポストは大明においては「旗手衛」と「長史」と呼ばれていた⁽⁴⁸⁾。マンジュ人は職務としては大明のものを踏襲したが、名称についてはマンジュ語と漢語とが全く異なる言語であることから、マンジュ語で「ファイダナイ＝ジャンギン」と「バイタイ＝ダ」という呼び方にした一方で、漢語ではそのまま『大明會典』にしたがっていた。

さらに領土を拡大するとともに人口が増加し続けたから、あらたに城を造るのは当然である。こうして造られた城の「城門」は大明に倣って名づけられていたのだが、ハンはそれを認めようとはしなかった。たとえば、

内院の者が新たに築くアンシェオ城の門に掲げる書を、漢（nikan）に倣って揚威門（horon be algimbure duka）、昭徳門（erdemui elbire duka）、永安門（enteheme goro elhe obure duka）、興化門（wembuhe be algimbure duka）、定遠門（goroki be toktobure duka）と書いてハンに見せると、ハンは「このような傲慢僭越な文字を書くのは、元来私の好むところではない。興したり、あげたり、定めたりすることは天のすることであって、人の傲慢僭越のよくするところでない。この文字は皆やめて、事実の通りに文字を書け。」と行って、鞏固門（jecen be bekilere duka）、靖遠門（jecen be tuwakiyara duka）、鎮西門（wargi be alire duka）と更めて書かせた⁽⁴⁹⁾。

とある。ホンタイジは大ききな大明の名称をやめ、それを改めた呼び方を定めた。この改称には、次のような事柄が影響していると思われる。天聰八年（1634）四月九日の記事に、

（ハンが）下した書の言葉。ハンが語るに「私が聞くところによると、天佑によって政を得たあらゆる国で、自分たちの国の言葉を棄てて別の言葉を用いるようになった国で栄えたものはない。モンゴル国のベイレらは自分たちのモンゴル国の言葉を棄てて、名をみなラマ国の言葉で記したため、国政が衰えた。今我が国の諸官の名称は、漢語で漢人を手本として呼んできた。善をみて手本とせず、悪を見て察知しないことは、時宜にかなった道ではない。私はいくら大業を得る前であるといえども、よその国の命令を承けずにいる。そこで我が国

の諸官の名や城の名を我が国の言葉で新たに呼んだ。總兵官 (+dzung bing guwan) (# sumingguwan)、副將 (fujiang)、參將 (sanjiang)、遊擊 (iogi)、備官 (beiguwan) と呼ぶのを止めよ。賞賜する dangse (檔子) に記す名称は、五備官の總兵官 (+dzung bing guwan) (# sumingguwan) を一等公 (ujui gung) という、一等總兵官をアムバ ジャンギン (amba janggin) という、二等總兵官を二等アムバ ジャンギン (amba janggin) という、三等總兵官を三等アムバ ジャンギン (amba janggin) という、一等副將を一等メイレンイ ジャンギン (meiren i janggin) という、二等副將を二等メイレンイ ジャンギン (meiren i janggin) という、三等副將を三等メイレンイ ジャンギン (meiren i janggin) という、一等參將を一等ジャランイ ジャンギン (jalan i janggin) という、二等參將を二等ジャランイ ジャンギン (jalan i janggin) という、遊擊を三等ジャランイ ジャンギン (jalan i janggin) という、備禦をニルイジャギン (nirui janggin) という、代事 (daise) をフンデボシヨク (funde bošokū) という、ジャンギン (janggin) をアジゲボシヨク (ajige bošokū) という、キルイエジェン (kirui ejen) をジョエンイダ (juwan i da) という。(中略) 瀋陽 (simiyan) 城を天の慈しんだムクデン (mukden) という。ヘトゥ=アラ (hetu ala) 城を天の慈しんだイエンデン (yenden) という。今後、あらゆる者は旧い漢語の通りに呼ぶな。新たに定めた我が国の言葉の名称で呼べ。国の言葉で名称を呼ばず、漢語で名称を呼ぶ者は、国政が気に入らず、混乱をまねく者である。それが明らかになったときは、いかなる者でも軽々しくは片づけない⁽⁵⁰⁾。

とある。そもそも大元モンゴルはラマ国(チベット)を手本としたために、国政が衰えたと考えられていた。そして同様のことが今はアイシン・グルンでも行われており、「城名」と「官名」について漢語を手本とすれば国政が必ず衰えるから、漢語で呼びかけるのをやめることにした。漢語による新しいテクニカルタームが創られていたことがよく分かる。後の多言語辞書『五体清文鑑』の編纂事業にもつながるだろう。

この時期、大明文化の受容を中心に、新たな制度、政策を行うようになったけれど、日常語において使われている「部名」、「城名」、「官名」については、大明的な要素によって新しいテクニカルタームが創られて、マンジュ人の言語生活において豊富な語彙が広く使われるようになっていた。ダイチン・グルンが成立する直前から、独自の国づくりに向かって、異文化を受容しつつ自らの伝統を重んじ、さらに豊かな文化を生み出されるようになっていたからであろう。

〔表〕 六部職掌の人数と担当

| ニンゲン = ジュルガンを定めた檔子 (天聰五年) | 『内国史院檔』 (天聰五年) |
|---|--|
| <p>吏部のペイレ (hafan i jurgan i beile) は、グサ (gosa・旗) を掌っているペイレ (beile・貝勒) を、吏部のホシヨオイペイレ (hosioi beile・和碩貝勒) と言う。グサを掌っていないタイジ (taiji・台吉) を、吏部のタイジと言う。アリハ アムバン (aliha amban・承政) は四人、モンゴル一人、ジュシェン (jūsin・女眞) 二人、ニカン (nika・漢) 一人。アスハン イ アムバン (ashan i amban・参政) は十四人、モンゴル四人、ジュシェン八人、ニカン二人。ムジレン バハブコ (mujilen bahabuko・啓心郎) は四人、ジュシェン二人、ニカン二人。ピテヘシ (bithesi・筆帖式) は十人、ジュシェン八人、ニカン二人。ジャンギン (janggin・章京) は各ニルに一人。タクラブレ ニヤラマ (takūrabure niyalma・司務) は各グサに一人である。</p> | <p>吏部の属下 (li bū hafan i hartu) は、この部にホシヨオイペイレ (和碩貝勒) はメルゲン・デイチンゲ。アリハ アムバン (aliha amban・承政) にドルゲイ、バインデ、マンジュシリ、リヤンツゲ (李延庚)。アスハン イ アムバン (ashan i amban・参政) にホンテ、コバイ、ハンサハ、ヤムプロ、キスハ、ジュマレ、アレダイ、ゲイフ、モンゴルのエセイ、ネネイ、ダライ、ノモン、ニカン (nikan・漢) のヤンシングァン (楊興顧) (欠落)。ムジレン バナブコ (mujilen bahabuko・啓心郎)、ピテヘシ (bithesi・筆帖式) にジュシェン (jūsin・女眞) のソニン、ネント、ニカンのウピン (英平)、ウジント (吳京壽) (欠落)。</p> |
| <p>戸部のペイレ (boigon i jurgan i beile) は、グサを掌っているペイレを、戸部のホシヨオイペイレと言う。グサを掌っていないタイジを、戸部のタイジと言う。アリハ アムバンは八人、モンゴル一人、ジュシェン二人、ニカン一人。アスハン イ アムバンは十四人、モンゴル四人、ジュシェン八人、ニカン二人。ムジレン バハブコは四人、ジュシェン二人、ニカン二人。ピテヘシは十八人、ジュシェン十六人、ニカン四人。シャンデ (sang de) 十人、ジュシェン八人、ニカン二人。チフン (cifun・税) に十二人、ジュシェン八人、ニカン四人。ジャンギンは各ニルに一人。タクラブレ ニヤラマは各ジャランジャラン (jalan・甲喇) に一人。</p> | <p>戸部の属下 (hū bū boigon i hartu) は、この部にタゲレイ・タイジ (台吉)、アリハ アムバンにインゴルダイ、サビカン、ウバンドイ、トンサン。アスハン イ アムバンにシラナ、ジャラナ、マフタ、クリ、ダヤンガ、アフニ、ロロ、ジャイセン。モンゴルのバイサンゴ、バタン、ハンゴロ、ヘンジャ。ニカンのウシャオジン (吳守進)、ジャオデンイン (趙登英)。ムジレン バハブコ、ピテヘシにジュシェンのブダイ、バツリ。ニカンのジンジュ (金柱)、ジュクジュ (朱庫株)。</p> |
| <p>禮部のペイレ (dorolon i jurgan i beile) は、グサを掌っているペイレを、禮部のホシヨオイペイレと言う。グサを掌っていないタイジを、禮部のタイジと言う。アリハ アムバンは四人、モンゴル一人、ジュシェン二人、ニカン一人。アスハン イ アムバンは十四人、モンゴル四人、ジュシェン八人、ニカン二人。ムジレン バハブコは四人、ジュシェン二人、ニカン二人。ピテヘシは十人、ジュシェン八人、ニカン二人。ジャンギンは各ニルに一人。タクラブレ ニヤラマは各ジャランに一人。</p> | <p>禮部の属下 (li bū dorolon i hartu) は、この部にサハリヤン・タイジ。アリハ アムバンにバツリ、ギスン、ボヤダリ、ジンイホ (金玉和)。アスハン イ アムバンにマンダラガン、アセン、トンセン、ムク、ジュチケ、ニカン、タロ、ラマ、モンゴルのソソカイ、シレン、ガルソソガ、ウカハンダイ、ニカンのツスジェン (祖思成)、リセジェン (李澤忠)、ムジレン バハブコ、ピテヘシにジュシェンのキチュンガ、ドムバイ、ニカンのチクツ (齊庫儒)、ウヤンス (吳延書)。</p> |
| <p>兵部のペイレ (coohai jurgan i beil) は、グサを掌っているペイレを、兵部のホシヨオイペイレと言う。グサを掌っていないタイジを、兵部のタイジと言う。アリハ アムバンは四人、モンゴル一人、ジュシェン二人、ニカン一人。アスハン イ アムバンは十四人、モンゴル四人、ジュシェン八人、ニカン二人。ムジレン バハブコは四人、ジュシェン二人、ニカン二人。ピテヘシは十八人、ジュシェン十六人、ニカン二人。ジャンギンは各ニルに一人。タクラブレ ニヤラマは</p> | <p>兵部の属下 (bing bū coohai hartu) は、この部にホシヨオイペイレのジュト。アリハ アムバンにアムタイ、ヤンシオ、スネエフ、シテンジュ (石廷柱)。アスハン イ アムバンにオオダ、ヤブハイイ、シトンガ、トメン、ウバハイ、サノハ、ダダイ、ジャシト。モンゴルのハンド、トクトクボイ、アント、モンゴロ。ニカンのリンショウエン (林小文)、グオンモ (顧永茂)、ムジレン バハブコ、ピテヘシにジュシェンのムジェンゲ、ブレン、ニカンのデンウォンシン (丁文盛)、ジョフシン (趙福星)。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>各ジャランに一人。</p> <p>刑部のペイレ (beidere jurgan i beile) は、グサを掌っているペイレを、刑部のホシヨオイペイレと言う。グサを掌っていないタイジを、刑部のタイジと言う。アリハ アムバンは四人、モンゴル一人、ジュシェン二人、ニカン一人。アスハン イ アムバンは十四人、モンゴル四人、ジュシェン八人、ニカン二人。ムジレンバハブコは四人、ジュシェン二人、ニカン二人。ピテヘシは十人、ジュシェン八人、ニカン二人。ジャンギンは各ニルに一人、タクラブレ ニャルマは各グサに二人。</p> <p>工部のペイレ (uilere jurgan i beile) は、グサを掌っているペイレを、工部のホシヨオイペイレと言う。グサを掌っていないタイジを、工部のタイジと言う。アリハ アムバンは四人、モンゴル一人、ジュシェン二人、ニカン一人。アスハン イ アムバンは十四人、モンゴル四人、ジュシェン八人、ニカン二人。ムジレンバハブコは四人、ジュシェン二人、ニカン二人。ピテヘシは十人、ジュシェン八人、ニカン二人。ジャンギンは各ニルに一人。タクラブレ ニャルマは各ニルに一人。(『明清檔案存真選輯』二集、「老滿文史料參」圖版參之一～圖版參之七による)</p> | <p>刑部の属下 (sing bū beidere hartu) は、この部にホシヨオイペイレのジリガラン。アリハ アムバンにサオハイ、チャハラ、ドリエフ、ホホンジュン (高鴻中)。アスハン イ アムバンにランギオ、ボサイ、チョオハラ、オロサジェン、タイソング、ボロコイ、ロキ、ベキレン。モンゴルのバイホライ、ブルサン、ウセンダイ、サラン。ニカンのヤンフェンピン (楊芬平)、ジンハイセン (金海伸)。ムジレンバハブコ、ピテヘシにジュシェンのエレゲト、パドン。ニカンのワンテンション (王亭玄)、シンジョジ (辛召覚)。</p> <p>工部の属下 (gūng bū uilere hartu) は、この部にアバタイ・タイジ。アリハ アムバンにモンハト、ハンハラ、アンキオ、シクジュ (石國柱)。アスハン イ アムバンにバサン、ランギリ、エメンゲ、オモソホ、シリト、ホンニヤハ、スクナ、モオダサン。モンゴルのマンゲリ、トクトイ、ドンコロ、ノムト。ニカンのトンクジン (佟顧金)、マイオンロン (馬遠隆)。ムジレンバハブコ、ピテヘシにジュシェンのミョシコン、チャプハイ。ニカンのロシヨジン (羅繡錦)、マミンピ (馬鳴珮)。(『内國史院檔』天聰五年七月初八日による)</p> |
|--|---|

参考文献 (五十音順)

【論著】

- 石橋秀雄 (1989) 「清初のアハ aha—特に天命期を中心として」『大清帝國』講談社
 (1989) 「清初のアハ aha—太宗天聰期を中心として」『大清帝國』講談社
- 岩井茂樹 (1996) 「十六・十七世紀の中国辺境社会」『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所
- 加藤直人 (1993) 「入関前清朝の法制史料」『中國法制史基本資料の研究』東京大学出版会
- 胡鳴盛 (1925) 『清太宗聖訓底稿殘本 (附校勘記)』(《北京大学研究所國學門周刊》第 1 卷 (第 1 期、第 2 期、第 3 期、第 5 期、第 8 期、第 10 期))
- 神田信夫 (1961) 「清初の会典について」『和田博士古稀記念東洋史論叢』講談社
 (1987) 「いわゆる「崇徳会典」について」『東洋法史の探究：島田正郎博士壽記念論集』汲古書院
 (1995) 「清初の文館について」『東洋史研究』第十九卷
- 島田正郎 (1970) 『東洋法史』明好社
 (1986) 「明律の満訳と所謂「崇徳会典」」『明末清初モンゴル法の研究』創文社
- 張晋藩・郭成康 (1983) 「清『崇徳会典』試析」『法学研究』中國社会科学出版社
 (1988) 『清入関前國家法律制度史』遼寧人民出版社
- 張晋藩 (2003) 「再論『崇徳会典』」『『崇徳会典』・『戸部則例』及其他』法律出版社
- 陳捷先 (1995) 「清初帝王興「三國演義」」『歷史月刊』第 95 期
- 中砂明德 (2012) 『中國近世の福建人、士大夫と出版人』、名古屋大学出版会
- 藤本幸夫 (1994) 「清朝朝鮮通事小攷」『中國語史の資料と方法』京都大学人文科学研究所

- 細谷良夫（1992）「校訂『天聰朝臣工奏議』天聰六年」『中國文化とその周辺』
 （1994）「烏真超哈（八旗漢軍）の固山（旗）」『松村潤先生古稀記念清代史論叢』汲古書院
- 増井寛也（2004）「建州統一期のヌルハチ政權とボォイ＝ニャルマ」『立命館文学』587
 （2007）「マンジュ国＜五大臣＞設置年代考」『立命館文学』601
- 松村潤（1978）「天命朝の奏疏」『歴史学論文集：日本大学史学科五十周年記念』
- 山根幸夫（1989）『正徳大明會典・解題』汲古書院
 （1993）「明・清の会典」『中國法制史基本史料の研究』東京大学出版会
- 李学智（1962）「滿人称謂漢人為尼勘意義之憶測」『大陸雜誌特刊』第二輯
- Gerhard Doerfer, *Türkische und mongolische Elemente im Neupersischen*. Franz Steiner Verlag GmbH
 Wiesbaden, 1965.

【滿文・滿漢合璧】

- 『旧滿洲檔・天聰九年』（1972、1975）1-2 冊、東洋文庫清代史研究室
 『內國史院檔』（マイクロフィルム）北京第一歴史檔案館蔵
 『內國史院檔・天聰五年』I、東北アジア研究班編、東洋文庫、2011 年
 『內國史院檔・天聰八年』東洋文庫清代史研究室、2009 年
 『滿文原檔』（全 10 冊）、國立故宮博物院影印出版、2005 年
 『滿文老檔』（1955、1956、1958）太祖 1-3、滿文老檔研究会訳注、東洋文庫
 『滿文老檔』（1959、1961、1962、1963）太宗 1-4、滿文老檔研究会訳注、東洋文庫
 『明清檔案存真選輯』李光濤編（1959、1973、1975）初集、二集、三集、中央研究院歴史語言研究所

【漢文・日本語】

- 『影鈔清太宗聖訓殘稿』（京都大学文学研究科蔵）
- 「紫巖集」（朝鮮）李民賓、『韓國文集叢刊』82 冊、民族文化推進会、1992 年
- 『欽定盛京通志』景印文淵閣四庫全書、第 501—503 冊、台湾商務印書館 1983—1986 年
- 『元史』（明）宋濂等、商務印書館、1935 年
- 『奏疏稿』内藤湖南用瀋陽崇謨閣旧檔景照、京都大学人文科学研究所蔵、1905 年
- 『正徳大明會典』汲古書院、1989 年
- 『清太宗實録稿本』清初史料丛刊第三种、遼寧大学出版社、1978 年
- 『宋史』（元）脱脱等、台湾商務印書館、1937 年
- 『大清太宗文皇帝實録』（乾隆年編纂版）、台湾華文書局、1964 年
- 『大清太宗實録』（順治初纂版）、國立故宮博物院蔵
- 『天聰朝臣工奏議二』羅振玉、史料叢刊初編、東方学会、1924 年
- 『內國史院檔・天聰五年』I、東北アジア研究班編、東洋文庫、2011 年
- 『內國史院檔・天聰七年』東洋文庫清代史研究室、2003 年
- 『內國史院檔・天聰八年』東洋文庫清代史研究室、2009 年
- 『北京圖書館蔵中國歴代石刻拓本彙編』第四十八冊、中州古籍出版社、1989 年
- 『明会典』國学基本叢書四百種、王雲五編、台湾商務印書館、1968 年
- 『滿文老檔』（1955、1956、1958）太祖 1-3、滿文老檔研究会訳注、東洋文庫
- 『滿文老檔』（1959、1961、1962、1963）太宗 1-4、滿文老檔研究会訳注、東洋文庫
- 『李朝實録』（全 56 冊）、学習院大学東洋文化研究所景印、1956-67 年
- 『Türki tillar divani』（突厥語大辞典）（ウイグル語）新疆人民出版社 2008 年

注

- (1) ロシア古地図については Atlas географических открытий в Сибири и в Северо-Западной Америке XVII-XVIII вв, Москва : Наука, 1964 中の「シベリア地図 (Чертеж Сибири. 1673r) を参照。
- (2) nikan の研究については、李学智 (1962) 「滿人称謂漢人為尼勘意義之憶測」『大陸雜誌特刊』第二輯、第 133-138 頁。また、『邊疆論文集』第二冊、台北國防研究員 1964 年 1 月、第 898-902 頁にも収録を参照。
- (3) 岩井茂樹 (1996)、第 643 頁。
- (4) 山根幸夫 (1989)、第 571 頁。
- (5) 島田正郎 (1970)、第 159 頁。
- (6) 加藤直人 (1993)、第 539-582 頁。
- (7) 神田信夫 (1961)、第 337-348 頁。
- (8) 陳捷先 (1995)、第 34-39 頁。
- (9) 内藤湖南は、1905 年に奉天宮殿に所蔵されていた『滿文老檔』を発見し、1912 年に羽田亨等の協力によって全て写真を撮った。その写真の実物が現在京都大学文学研究科圖書館に所蔵されている。
- (10) 漢軍の研究について、細谷良夫 (1994) 第 165 - 182 頁を参照。
- (11) 『大清太宗實錄』(順治初纂版) 卷八、天聰五年十二月。マンジュ語訳は『内國史院檔』天聰五年十二月二十三日の条を参照。
- (12) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、天聰十年二月、第 60-61 頁 (『滿文老檔』VI 太宗 3、第 942-943 頁)。「寧完我は最初サハレン = ベイレ (sahaliyan beile) の家のアハ (aha) であったが、書によく通じているとしてハンが登用して、書の衙門に入れて機務に用い、六世続き二等 jalan の將軍として、アハや莊を与えたと言う。北京に出兵した時に、永平府を見張らせていた。寧完我が賭け事をしたとして李伯龍、佟整が告発した事実があって、ハンは罪を免じた。ハンは彼の悪い行為を知り常に言っても聞かない。また大凌河から投降して来た jalan の將軍、劉士英との賭け事を、劉士英の家の者が告発したが、罪は事実なので寧完我に罪として職をやめさせた。ハンの与えたものをすべて取り上げた。職をやめさせて同じサハリヤン・ベイレにアハとして与えた。劉士英の全てものを取り上げて庶民として、尚陽堡に住まわせた」とある。この後、寧完我は数十年にわたって消息が全く消えた。しかし順治二年に弘文院大学生に復職してから、漢籍の『三國志』、『遼史』、『金史』、『元史』、『洪武要訓』などをマンジュ語に翻訳する事業において、大きな役割を果たしたメンバーの一人である。
- (13) 増井寛也 (2004) の「建州統一期のヌルハチ政權とボォイ = ニャルマ」に、「aha という語彙は、漢語系列の『大清太宗實錄』に、同一人物にもかかわらず、家僕・家人・奴僕という三様に言い換えられた」と指摘される。また、石橋秀雄 (1989) を参照。
- (14) 『内國史院檔』天聰五年十二月二十三日
- (15) 筆帖式 (bithesi) は biti (聖書) > bitik (書く) からの派生語であり、「-si」は者及び人を表す、書記という意味である。アルタイ語系のテュルク語、モンゴル語でも同じく語源を持っているが、発音はやや異なる。Gerhard Doerfer (1965) pp.261-267、『Türki tillar divanı』(突厥語大辞典) を参照。
- (16) 『内國史院檔』天聰五年七月初八日。
- (17) 『滿文原檔』第四冊、黄字檔、天命十一年五月、第 350 頁 (『老檔』III 太祖 3、第 999 頁)。そもそも兩院に關しての記事については、「天命を奉じて時運を受けた皇帝が言うには、昔の聖帝が天下を治めたことをみるに、武威をもって黎民を定めており、文治のみを施して武備を治めなかったものはない。私は昔に倣って武官を置いた」とある。文院 (書房あるいは文館という) については、既に神田信夫氏 (1995) が「漢官が文館を改めて中書府あるいは内閣中書科とすべきことを主張していたが、やが

て内國史院、内秘書院、内弘文院による内三院という機関に改めた」と指摘された。

- (18) 『奏疏稿』（京都大学人文科学研究所図書館蔵）天聰七年十二月二十三日、「今我國設立六部、用金漢兩官、未有不公平治事、各盡才能者」。『奏疏稿』を底本として羅振玉（1924）は『天聰朝臣工奏議』と題して編纂されたが、欠落したところが多いのである。なお研究については、細谷良夫（1992）「校訂『天聰朝臣工奏議』天聰六年」研究がなされる。
- (19) 『奏疏稿』天聰七年八月初九日。この史料について、藤本幸夫（1994）は次のように述べられていた。「金（清）語を解す漢人、漢語に通じた金人を求め、六部の承政に侍らすことを求めている。それは承政には金人蒙人と並んで漢人がおり、汗と話しが通じなかったからである」と指摘されたが、実際には、寧完我が上奏していた事はそうではない、解釈には問題がある。
- (20) 『内國史院檔』（天聰五年）天聰五年十一月二十九日。
- (21) 『欽定盛京通志』卷七十八、國朝人物十四、「寧完我、隸正紅旗漢軍、世居遼陽、天命初來歸、事貝勒薩哈璘。以兼通蒙古、漢文、任事文館」。
- (22) 『奏疏稿』天聰八年分十二月十四日。マンジュ語訳は『内國史院檔・天聰八年』天聰八年十二月二十二日、第397頁-400頁を参照。
- (23) 松村潤（1978）、第264-265頁。
- (24) 『内國史院檔・天聰八年』天聰八年十二月二十二日、第397頁-400頁。
- (25) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年五月十九日、第205頁（『滿文老檔』VI太宗3、第1068頁）。崇徳元年五月十九日、ハンの旨「サハリヤンよ、汝は我が兄の子であった。一つの重要な部を引き受けて政治を助け、国家のために勤め力を尽くした。その功は誠に小さくない。そうして、我は古制に倣って、和碩穎親王と追封して、功名を万世に宣揚する。」聖ハンはまた一度慟哭した。準備した一切のものを収めさせ終わると、聖ハンは、衆人は皆跪いて指示の書を読み上げさせた。その書の言。「大清國の和碩穎親王サハリヤンよ、汝は甲辰の年（1604）五月二十五日に生まれ、丙子の年（1636）五月九日に三十三歳で死んだ。汝は叔父たるハン、養育した父、衆兄弟が会して諸物を悉く準備して五月十九日に祭を致す」。
- (26) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年六月初六日、第256-257頁（『滿文老檔』VI太宗3、第1112-1113頁）。
- (27) 神田信夫（1987）、第17頁。大明會典については、正徳四年（1509）に『正徳會典』180巻が刊行され、萬曆15年（1587）に増修した『萬曆會典』228巻が刊行された二種のバージョンがある。本稿では『萬曆會典』を利用した。
- (28) 『滿文原檔』第六冊、天字檔、天聰元年九月一日、第144頁（『滿文老檔』I太宗1、第103頁）。【原文転写】jai nendehe han i eifu, han i mafari eifu de fe an i iten sindambi. また、先代ハンの墓やハン祖先の墓には旧例によって二歳牛を葬る。
- (29) 『清太宗實録稿本』清初史料叢刊第三種、遼寧大学歴史系1978年出版。この北京図書館に所蔵した『太宗實録稿本』の巻頭には、「崇徳元年丙子歲四月十二日登基後、議定會典」というタイトルがつけられて、しかも、この「會典」に関しては、偶々李燕光（1978）は「崇徳會典」という名称を用いられたものであって、張晋藩（1983）（2003）は、それにしたがって「崇徳會典」と呼ぶべきだと主張しているに対して、島田（1986）、神田（1987）、山根（1993）と加藤（1993）などの学者が、この呼び方に関して疑問を抱いている。
- (30) 『大明會典』卷九十一、禮部五十、喪禮二。
- (31) 山根幸夫（1993）、第475頁。
- (32) 『奏疏稿』天聰六年正月分。
- (33) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年八月初六日、第373-374頁（『滿文老檔』VI太宗3、第1223頁）。

- (34) 『影鈔清太宗聖訓殘稿』（京都大学文学研究科蔵）に、この祝文を「尊儒」という子目に配列した。また、『清太宗聖訓殘稿』の研究については、胡鳴盛（1925）を参照。
- (35) 『大明會典』卷八十四、禮部四十三、祭祀五。
- (36) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』第四十八冊、「加封孔子詔碑」、第192頁
- (37) これ以前の孔子の封号については、『宋史』卷一〇五、禮志五十八、禮八によれば、「大觀三年（1109）禮部太常寺請以、文宣王爲先師、兗鄒荆三國公配享、十哲從祀。咸淳三年（1267）詔封曾三廡國公、孔伋沂國公、配享先聖」とある。「文宣王」は周知の如く、唐の玄宗のとき孔子におくった諡である。なお、配享についての四聖を、それぞれの国ごとに封ぜられた孟子を鄒國公、顔子を兗國公、曾子を廡國公及び子思を沂國公として配享することと、最後に十哲を從祀することによって祭るを行われる。ただし、これら孔子の諡「文宣王」と四聖に封ぜられた「國公」とは、『大明會典』と一致しないところがある。
- (38) 『滿文原檔』第二冊、張字檔、天命六年閏二月二十九日、第30-31頁（『滿文老檔』I太祖1、第278頁）。
- (39) 増井寛也（2007）、第99-74頁。
- (40) 登録号167430、中央研究院歴史語言研究所蔵、天聰五年七月初八日。このほか同じく漢文の内容は『大清太宗實錄』（順治初纂版）卷七、天聰五年七月初八日に「又勅諭曰（前略）以後繼母、伯母、嫡母、嫂與弟婦、姪婦、同族中不許配偶。容彼守節、享其產業、撫養幼子、厚加憫恤。若有不欲守節、願適人者、許母家兄弟作主、任其所願、擇異姓嫁之。如有不遵、仍旧配偶、男婦俱坐以通姦之罪。明朝、朝鮮皆禮儀之邦、從不與族中苟合、彼亦同是人耳。若同族中配偶、與禽獸何異、是以禁之」とある。また、『清太宗實錄稿本』卷十四に、やや口語体に近いと思われる文体で採録されていた。「自今以後、凡人不許娶庶母及族中伯母、嫡母、嫂子、媳婦。凡女人若喪夫、欲守其家資、子女者、由本人□宜恩養。若欲改嫁者、本家無人看管、任族中兄弟聘與異姓之人。若不遵法、族中想娶者、與淫亂之事一例問罪。漢人高麗人因曉（#漢人）道理、不娶族中婦女爲妻。凡人既生爲人、若娶族中婦女、與禽獸何異。我想及此、方立其法。我國若有淫亂之人、欲娶族中婦女者、其夫死後不許哭。内心欲娶其妻、外則虛哭之何爲。此言欲令愚魯之人曉之、今禁革不許亂娶」とある。ただ、『大清太宗實錄』（乾隆漢文版）には採録されなかった。
- (41) 『大明會典』卷百六十三、「婚姻」、「娶親屬妻妾」、「凡娶同宗無服之親、及無服親之妻者、各杖一百。若娶總麻親之妻、及舅甥妻、各杖六十、徒一年。小功以上、各以姦論。其曾被出、及已改嫁、而娶爲妻妾者、各杖八十。若收父祖妾、及伯叔母者、各斬。若兄亡收嫂、弟亡收弟婦者、各絞。妾各減二等。若娶同宗總麻以上姑姪姊妹者、亦各以姦論、並離異」とある。大明において同族の間で娶った場合、罰則はかなり細分化されており、処罰内容についても血縁関係の遠近によって異なっていた。もっとも重い罪は死罪であり、それは父祖の妾、伯叔の妻、兄弟の妻を娶った場合にあたる罪である。
- (42) 『李朝世宗實錄』卷八十四、二十一年一月己丑に「忽刺温弓知哈兀者衛指揮僉事都兒也言、本衛管下人三百六十餘戸、軍數一千餘名。（中略）其婚禮、女生十歲前、男家約婚後、遞年三次筵宴、二次贈牛馬各一、待年十七八、乃成婚禮。父死娶其妾、兄亡娶其妻（後略）」とある。
- (43) 李民賓「建州聞見錄」『紫巖集』卷六、第132-137頁。（前略）新旧之相見者、必抱腰接面。雖男女間亦然、嫁娶則不擇族類、父死而子妻其母。また、『内國史院檔』天聰九年十二月初五日、（前略）元來、マンジュ国は同族者の妻、伯母、叔母、嫂を妄りに娶っていた。（スレ）=ハンは#法例（+禁令）を出されて、同族の中に叔父、兄弟らの妻を娶る条理がない道義ということでやめさせた（後略）。また、天聰九年（1635）に、次のような条例が加えられている。「その日、ハンの旨を承けて戸部の和碩貝勒が言うには、「ジャンギン（janggin）等、ジャンギン等の兄弟、諸王の家丁、十の長、バヤラ（bayara）、フンデボシヨコ（funde bošokū）の娘や寡婦は部員に報告し、部員は各自の諸王の承認を得て嫁がせる。承認を得ずに隠して嫁がせれば罪とする。また民間の身分の低い者や寡婦は、各自のニルイ=ジャン

ギン (niru i janggin) の承認を得て嫁がせよ。いずれの者の娘も、十二歳になった後に嫁がせよ。十二歳になる前に嫁がせれば罪とする。専管ニル (niru) も内ニル (niru) もすべて同様とする（『滿文原檔』第九冊、滿附三、天聰九年三月初十日、第109頁（『旧滿洲檔・天聰九年』1、東洋文庫清代研究室、第86-87頁））」とある。全ての娘や寡婦は、結婚するならば必ず諸王とニルイ = ジャンギンの承認を得ないといけない。これはおそらく同族間で再婚することを防ぐための方策であろう。しかも、女子は十二歳に成らないと結婚してはいけない、という規定が定められている。

- (44) 『奏疏稿』天聰七年八月分。
- (45) 蠻子についての研究は、中砂明德（2012）「序説」第1-12頁を参照。
- (46) 『奏疏稿』天聰七年八月分初九日。
- (47) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年五月初三日、第166頁（『滿文老檔』VI太宗3、第1034-1035頁）。また、『清太宗實録稿本』卷十四にも採録されていた。「皇帝旗鼓、合碩親王、多羅親王、多羅貝勒旗鼓、俱更定其名、今後俱不許呼旗鼓。駕下旗鼓、滿州叫凡担章京、漢人叫旗手衛指揮、親王、郡王、多羅貝勒旗鼓、滿州叫擺塔大、漢人叫長史」とある。凡担章京と擺塔大については、それぞれ『滿文原檔』のファイダナイ = ジャンギン (faidan i janggin・儀仗のジャンギン) とバイタイ = ダ (baitai da・事の長) にあたる音訳である。しかし、乾隆年間に重鈔した『滿文老檔』には、バイタイ = ダ (baitai da・事の長) は faidan i da (儀仗の長) と改めている。
- (48) 『大明會典』卷二百二十八、「旗手衛、國初置旗手千戸所。洪武十八年、昇爲衛。永樂中、照例開設。掌大駕金鼓旗纛、統領隨駕力士及宿衛等事」。また、『明史』七十五卷、長史「掌王府之政令、輔相規諷以匡王失、率府僚各供乃事、而總其庶務焉。凡請名、請封、請婚、請恩沢、及陳謝、進獻表啓、書疏、長史爲王奏上。若王有過、則詰長史」とある。
- (48) 『滿文原檔』第十冊、日字檔、崇徳元年四月十五日、第296頁（『滿文老檔』VI太宗3、第994頁）。
- (50) 『內國史院檔・天聰八年』天聰八年四月九日、第114-116頁。